

文化財第二課の所掌事務について

- 建造物である有形文化財、伝統的建造物群の調査・指定等に関すること
- 記念物(史跡、名勝、天然記念物)、文化的景観の調査・指定等に関すること
- 埋蔵文化財に関すること

文化財第二課の主な業務について

1. 建造物、伝統的建造物群の調査・指定等

重要文化財（建造物）

- 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、意匠的・技術的に優秀なもの、歴史的・学術的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なものいずれかに該当し、かつ各時代又は類型の典型となるものを**重要文化財**として指定。
- 重要文化財のうち極めて優秀で、かつ文化史的意義の特に深いものを**国宝**として指定。

重要伝統的建造物群保存地区

- 門前町、宿場町などの伝統的建造物群保存地区のうち、以下のいずれかに該当し、我が国にとってその価値が特に高いものを、市町村の申出に基づき**重要伝統的建造物群保存地区**として選定。
 - (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 - (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
 - (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの



【国宝】霧島神宮（鹿児島）



【重文】代々木競技場（東京）



【伝建】金沢市東山ひがし

文化財第二課の主な業務について

登録有形文化財（建造物）

○ 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ次の各号の一に該当するものを、地方公共団体からの意見具申を考慮し、**登録有形文化財**として登録する。

- (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (二) 造形の規範となっているもの
- (三) 再現することが容易でないもの

<重要文化財指定>

- 現状変更の際に原則国の許可が必要となるなど、強い規制が課される。
- 保存修理や防災設備整備等の事業に対する国庫補助や、税制上の優遇措置が充実。



<有形文化財登録>

- 外観の4分の1以下、もしくは内装の現状変更は届出なしで行うことができる。
- 建物の維持、修繕については、所有者みずから実施することが原則。（一部国庫補助制度あり）

緩やかな規制の下、歴史的建造物を活用しながら保存する制度として、平成8年に創設



東大安田講堂



旧文部省庁舎



東京タワー

文化財第二課の主な業務について

2. 記念物、文化的景観の調査・指定等

記念物（史跡、名勝、天然記念物）

- 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち、重要なものを**史跡**に指定。
- 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもののうち、重要なものを**名勝**に指定。
- 動物、植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち、重要なものを**天然記念物**に指定。
- 史跡、名勝、天然記念物のうち、特に重要なものを**特別史跡、特別名勝、特別天然記念物**に指定。

重要文化的景観

- 棚田、里山、水郷など、地域の歴史や風土の中で、生活や生業によって育まれた地域固有の景観のうち、特に重要なものを、都道府県又は市区町村の申出に基づき**重要文化的景観**に選定。



【史跡】津山城跡



【名勝】錦帯橋



【特別天然記念物】
オオサンショウウオ



【文景】近江八幡の水郷

文化財第二課の主な業務について

3. 埋蔵文化財の保護

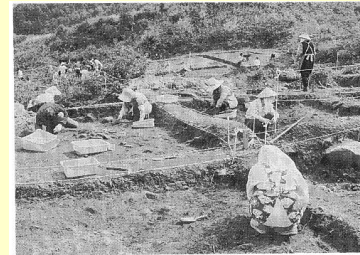
- 土地に埋蔵された文化財は、文献に記録されない歴史を現在に伝えるものであり、豊かな歴史・文化を物語る国民の共有財産。発掘調査により発見された遺構や出土品のうち、不動産で重要なものは史跡に、動産で重要なものは重要文化財(美術工芸品)に指定できる。
- 実務上は、土地開発事業に先立ち試掘調査を行い、遺構発見の際には、開発事業による遺構の破壊を回避するために開発事業者との調整を行う。本発掘調査等によって遺構の記録を保存した後、開発事業に着手する事例が多いが、調査の結果によっては、開発計画を見直して遺構の一部を保存する。

【試掘調査】



開発前に、埋蔵文化財の有無を確認するための限定的な調査
(3m四方程度を掘削)

【本発掘調査】



埋蔵文化財を記録するための全面的な調査

遺構保存の事例(鉄道遺構「高輪築堤」)

令和2年8月に、高輪ゲートウェイ駅前の商業施設開発事業に際しての試掘調査中に、明治5年開業の我が国初の鉄道の遺構が偶然発見された。国とJRの協議の結果、築堤の一部を現地保存、それ以外の部分を記録保存することが決定され、令和3年9月に現地保存部分が史跡に指定された。



明治5年の錦絵



発掘調査で見つかった3街区の橋梁部(現地保存範囲)

文化財第二課の主要事業について

1. 史跡等の買上げ

地方公共団体が**史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助。**
(補助率:80%)

2. 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の保存整備等

平城及び飛鳥・藤原宮跡地等の土地買上げ及び維持管理を行うとともに、保存活用のために必要な整備等を実施。

3. 「発掘された日本列島」展

全国で実施された**発掘調査の成果を、展示形式で紹介する巡回展。**
令和5年で第29回目。令和5年度は2館を巡回する予定。

文化財第二課の主要事業について

4. 文化財の保存対策の検討等

◆地域の文化財を担う専門的職員育成事業

地方公共団体の専門職員の多数を占めている埋蔵文化財専門職員等を対象とする研修を実施。

令和5年度は東日本で4日間の日程で開催予定。

◆発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業【令和5年度新規事業】

予期せぬ埋蔵文化財の発見により生じる開発事業の期間延長、費用増加を回避・最小化するため、重要な埋蔵文化財のリスト作成、発掘調査の技術革新のための調査研究を実施。

背景・課題

史跡、名勝、天然記念物は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。

史跡等の指定によって生ずる現状変更等の規制その他の制限への**補償的措置**として、また、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に**保存・管理**し、その後の**整備・活用を図ることを目的**として、地方公共団体が緊急に史跡等を取得する事業に対し、その一部を補助する必要がある。



史跡安満（あま）遺跡（大阪府高槻市）

事業内容

文化財保護法により指定された史跡、名勝又は天然記念物（「史跡等」）の保存のための史跡等の土地買い上げ事業に要する経費についての国が行う補助事業。

- 補助メニュー：（イ）年度事業として行う「直接買上げ」方式、（ロ）「先行取得償還」方式＜地方公共団体が先行取得に係る地方債の10年償還＞
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助率：事業費の80%
- 事業実施期間：昭和32年度～終了予定なし
- 事業目的：【目的1】**補償的措置・適切な保存管理**
【目的2】Ⅰ.地域を対象とした**まちづくり**の場の提供
Ⅱ.来訪者を対象とした**観光**の場の提供
Ⅲ.**住民**を対象とした場の提供
Ⅳ.**技術者**を対象とした場の提供

文化財保護法の関係規定

- 管理団体である地方公共団体等が、史跡等の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物を買取る場合、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる（法第129条）。
- 史跡等の現状変更等につき許可を受けることができなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する（法第125条第5項）

アウトプット(活動目標)

- 交付した事業件数

令和3年	令和4年	令和5年
148件	136件	165件

- 支援した補助額

令和3年	令和4年	令和5年
9,300百万	10,002百万	10,002百万

アウトカム(成果目標)

- 初期（公有化後～5年後）
文化財としての補償的措置・適切な保存管理。
- 中期（5年後～10年後）
観光、住民を対象とした場の提供。
- 長期（11年後～20年後）
まちづくり、技術者を対象とした場の提供

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

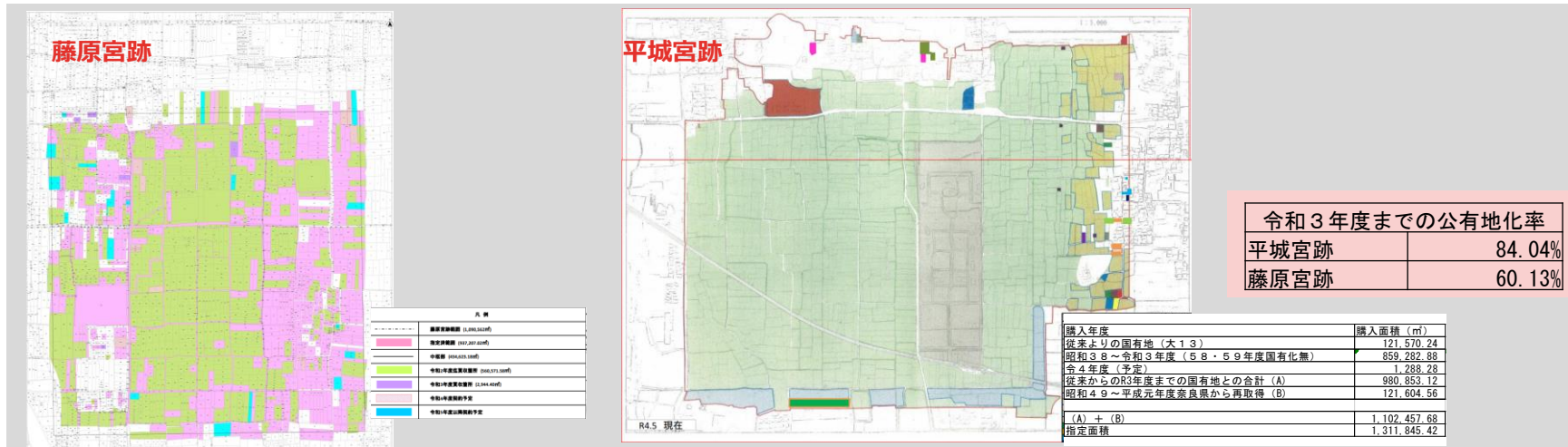
補償的措置・適切な保存管理（目的1）を実施した上で、まちづくり、観光、住民、技術者に対する場を提供を行う（目的2）。
その結果、公有化した史跡等を核として、自治体の**総合行政**や地域における**新たな価値観**の創出に寄与することができる。

背景・課題

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

事業内容

- 事業期間：昭和38年度～終了予定なし
- 史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法により規制が図られている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。



アウトプット(活動目標)

- 特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の国有地化面積

令和3年	令和4年	令和5年
1,769,049㎡	1,780,721㎡	1,794,594㎡

アウトカム(成果目標)

所在する遺跡等を保護するため特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の史跡指定地の国有化を進める。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

買上げを行うことにより、重要な遺跡として歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護する。

背景・課題

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

事業内容

● 事業期間：平成13年度～終了予定なし
平城宮跡は特別史跡に指定され、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡であること及び、広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることに鑑み、昭和53年に文化庁において定めた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に基づき、遺跡博物館としてのまとまりのもと、東院庭園、朱雀門等の復原、第二次大極殿院地区の整備等を行ってきた。
また、藤原宮跡等についても、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡として環境整備等を実施してきたところである。
については、今後も既存施設の修理・修復、未整備地の整備等を行い、我が国の歴史、文化、伝統を確実に次世代に継承するものである。

平城宮跡 東院庭園平橋・露台修理

特に木部の経年劣化が顕著であったため、劣化状況を把握の上修理を実施した。



藤原宮跡 角田池護岸フェンス補強工事

高殿町角田池護岸フェンスについて、経年劣化による支柱破損や傾斜が生じ危険であったことから、傾斜を復旧し単管杭による補強を行った。



アウトプット(活動目標)

● 各種工事及び整備事業の実施

令和3年	令和4年	令和5年
41件	5件	5件

アウトカム(成果目標)

史跡地内整備を実施することで、学校教育や社会教育を通じた文化財の魅力の再発見等の機会を提供することができ、宮跡の活用につながっている

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡である平城宮跡や藤原宮跡等において、既存設備の修理・修復による維持整備や、未整備地の整備等を行うことにより、我が国の歴史、文化、伝統を次世代に継承する。

背景・課題

日本では、年間およそ8,000件の発掘調査が行われている。一部の成果については、各種報道や現地説明会、web上の情報発信を通じて接することもできるが、多くの国民にとって全国各地で行われた発掘調査現場や出土した遺物を実際に目にする機会は限られている。

近年行われた発掘調査成果のうち代表的なものを選び、全国巡回の展覧会を開催することで、広く国民に埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護についての理解を深める機会を創出する。

平成7年度より継続して開催しており、令和4年度で28回を迎えている。

年度	入館者数	開催館数	開催日数
R1	106,222	5	196
R2	42,588	5	193
R3	27,776	3	88

発掘された日本列島展の入館者数・開催館数・開催日数

事業内容

令和5年度も継続して「発掘された日本列島2023」を開催し、広く国民に文化財の価値や魅力、継承することの大切さを伝える。

- 我がまちが誇る遺跡 これまでの継続的な発掘調査の成果に基づく地域研究によって明らかになった「地域の特性や魅力」を発信。

令和3年度：千葉県市原市・広島県福山市・山口県山口市の企画3件

令和4年度：長野県富士見町・京都府京都市・和歌山県の企画3件

- 新発見考古速報 近年注目を集めた旧石器時代から近代までの遺跡を取り上げ、出土品の実物展示を中心とした速報展を実施。

令和3年度：14遺跡、令和4年度：14遺跡

- 特集展示 各年度でトピックとなったキーワードに関連したパネル展示を実施。

令和3年度：記念物100年～次の100年に向けて～：史蹟名勝天然紀年物保存法の制定から100周年を記念し、記念物保護に向けた各地の取組をパネルで紹介。

令和4年度：おうちで学び・楽しむ埋蔵文化財：コロナ禍で注目されているオンラインを活用した埋蔵文化財の情報発信について、全国各地の取組をパネルで紹介。

- 事業実施期間：平成7年～



アウトプット(活動目標)

- 入館者数

令和4年	令和5年	令和6年
30,000 (見込み)	40,000	50,000

アウトカム(成果目標)

- 令和5年度
 - 質の高い展覧会を継続し、引き続き全国を巡回する。
 - インターネット動画サイトや地方新聞社と連携した広報活動を行う。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

展覧会を通じ、選りすぐりの発掘調査成果や、「地域の特性や魅力」を新たに明らかにした継続的な調査研究を広く国民に周知する。

→埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護について、国民の一層の親しみと理解を促進する。

発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業

令和5年度予算額（案）

29百万円

（ 新 規 ）



背景・課題

我が国最初期の鉄道遺構「高輪築堤」の保存を巡る一連の動きを契機として、文化審議会の専門調査会は、開発事業と重要な埋蔵文化財の保存を持続的に両立させるために国等がとるべき方策を緊急的に審議し、令和4年7月に報告書を取りまとめて公表した。

当該報告書においては、国が早急を実施すべき取組として、重要な埋蔵文化財のリスト化や、埋蔵文化財の事前把握を推進するために有効な技術の開発・普及等が列挙されており、埋蔵文化財の保護を推進するとともに、予期せぬ埋蔵文化財の発見により発生する開発事業期間の延長や費用の増加を回避・最小化するため、国はこれらの取組を緊急的かつ計画的に推進する必要がある。

年度	民間事業	公共事業	合計
H24	9,503	43,928	53,431
25	11,474	48,430	59,904
26	10,839	51,783	62,623
27	9,612	50,338	59,951
28	10,684	49,473	60,157
29	12,368	48,167	60,535
30	11,599	42,564	54,163
R1	13,158	43,211	56,369
2	13,960	44,812	58,772

民間事業の金額増加が特に顕著

事業内容

（1）新たな埋蔵文化財保全対策の推進 <国が実施>

①重要な埋蔵文化財のリスト化

重要な埋蔵文化財リスト作成に向けた基盤情報の収集・整理を実施。

②新たな埋蔵文化財保全対策の周知・普及

遺構地図の高精度化、埋蔵文化財の価値付けに係る事例調査等を実施。

（2）埋蔵文化財発掘調査に関する技術革新のための調査研究

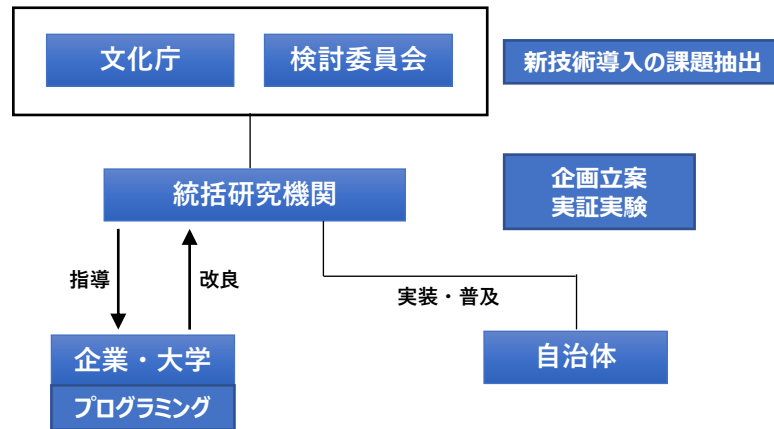
①調査技術検討委員会の開催

<文化庁と研究機関が連携して実施（右図）>

②技術革新のための調査研究

③先進事例研究

労働者不足や機材の高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図るため、現在、様々な分野で導入されている最新技術の発掘調査現場での導入のために必要な調査研究・技術改良を行う。



アウトプット(活動目標)

●重要な埋蔵文化財のリスト化

全国から1,000箇程度の候補地を選出し、5か年でリスト化し、開発事業者等へ周知。

●発掘調査の技術革新のための調査研究

埋蔵文化財の把握や発掘調査期間の縮減に資する技術に関する検証・改良と普及を実施

アウトカム(成果目標)

重要な埋蔵文化財の所在が予見される場所をあらかじめ周知することで、計画変更等のリスクを低減させる。そのために、遺構地図の高精度化、埋蔵文化財の価値付けの考え方の方法論を整理し、普及啓発を図るとともに、新技術に基づく発掘調査支援ソフトを開発し、発掘調査の効率化・費用の低廉化を目指す。

総発掘費用を約15%縮減（600億円→500億円）

インパクト(国民・社会への影響)

重要な埋蔵文化財を避けた開発事業の立案を可能にするとともに、新技術を応用・導入することで発掘調査の費用や工期を縮減する。

これにより、埋蔵文化財の保護と社会経済活動の根幹である開発行為の持続的な両立が可能となる。